

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

2018年度
第 4 号

2018年11月6日
文責 馬場 隆

18確定交渉第 2 回 (11/5)

長時間労働是正の具体的方策や臨任の給与改善を強く要求

高教組は 11 月 5 日、18 確定交渉の第 2 回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛冶委員長他 6 人が、県教委から柴田教職員課長・鶴田人事管理監他 6 人が参加しました。

「人を増やしてほしい」という学校現場の切実な要求に応える努力を求める

高教組は、第 1 回交渉でも大きな課題として議論した長時間労働の是正について、学校現場で最も強いのは「人を増やしてほしい」という要求であることを改めて指摘し、定数改善を国に要望していると言うのであれば、長年要望し続けながら実現しない事態を打開するための方策や、教員の負担軽減のための「サポートスタッフ」を高校でも予算化することを強く国に要望する等の努力が必要だと県教委に迫りました。これに対して県教委は、「事態打開のための方策についてのアイデアは、今のところないので、既存の要望を伝える場でしっかり伝えるしかない」「高校にもサポートスタッフという要望を全国教育長会議等に出しているかは確認する」と回答するにとどまりました。そのため高教組は「なんとかして人を増やしてほしい」という現場の要求が実現するための努力を重ねて要求しました。

答案用紙を持ち帰らず採点を勤務時間中に済ませられる環境整備の必要性は一致

第 1 回交渉で教育長が「力を入れたい」とした業務削減に関わって、高教組は、答案用紙を持ち帰る場合はカギが付いている鞆で持ち帰るようになることが協議されているという報道を引き合いに出して、「そういう対策を求めるのではなく、採点を学校で済ませられるような環境整備こそが必要だ」と迫りました。これに対して県教委は「情報セキュリティ委員会ですらそういう議論がされているが、そういう通知を出す場合は、まず前提として学校で採点できるように配慮することは伝えていきたい」とし、配慮の具体的な

内容として、単票提出までの期間に余裕を持たせることや考査期間中の午後には会議等を入れずに採点に集中できる環境をつくることを例示しました。

文化祭等での必要な教育活動のための勤務時間の割振り変更を認めることを要求

高教組は、長時間労働是正につながる制度改善として、文化祭・体育祭等の学校行事の準備等で勤務時間外に業務を行う必要がある場合は、勤務時間の割振り変更を認めて、別の日の勤務時間と相殺できるようにすることを求めています。これに対して県教委は、「むしろそういう時間外の業務をなくすことを求めている。文化祭の準備で時間が必要なら、文化祭の開始時間を遅くすることも必要ではないか」と回答しました。高教組は、文化祭等の教育活動として意義を考慮すれば必要な場合があること、実態としては、時間外に行った業務が振替えられないまま長時間労働が放置されている状況があることを指摘し、制度改善を改めて要求しました。

県教委：「(臨任の給与上限撤廃等を求める)国の見解は認識している」

臨時的任用職員の給与について、高教組は、文科省等が、給与上限の撤廃や正規職員と同様の手当の支給が必要とする見解を明らかにしたことを指摘し、講師の給料を 1 級の 53 号までとしている上限を撤廃することや、ほとんどの県で支給されている扶養手当を支給することを求めました。これに対して県教委は「国の見解は認識している」としながら、「給与上限を撤廃すれば教育委員会だけで 3 億 5000 万円、扶養手当の支給で県全体として 4000 万円の財源が必要になるという非常に厳しい状況がある」と回答しました。高教組は「国の見解が示されている中で、今までどおりということにはならないはずだ」と重ねて改善を要求しました。